

岐阜県へき地医療支援機構設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県におけるへき地医療の確保を図ることを目的として、へき地保健医療対策実施要綱(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に基づき、岐阜県へき地医療支援機構(以下「支援機構」という。)を設置する。

(設置場所)

第2条 支援機構は、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課内に置く。

(体制)

第3条 支援機構には、専任担当職員を置き、医師をもって充てる。

2 支援機構には、へき地医療対策にかかる計画の作成及び評価を行うため、へき地医療対策委員会を設置する。

(支援機構の業務)

第4条 支援機構は、へき地医療に関する次の業務を行う。

- (1) へき地診療所に対する医師等医療従事者の派遣の調整に関すること。
- (2) 無医地区等への巡回診療の調整に関すること。
- (3) へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。
- (4) 総合的な診療支援事業の企画・調整に関すること。
- (5) へき地医療拠点病院群の活動評価に関すること。
- (6) へき地保健医療情報システムのデータ登録、更新及び管理に関すること。
- (7) へき地保健医療対策についての各種相談、情報提供等に関すること。

(事務局)

第5条 支援機構の事務局は、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援機構の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。